

令和8年度 介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業 業務委託事業所

令和8年2月25日現在

No.	居宅介護支援事業所名	住 所	電話番号	指定介護 予防支援	開設日	ケアマネ数 (常勤換算)	令和7年度 委託実績
1	JAあづみ指定居宅介護支援事業所	安曇野市豊科南穂高2728番地1	87-0380		H17.3.1	2	○
2	居宅介護支援事業所アイ・ユーほたか	安曇野市穂高4563番地7	84-0202		H11.7.30	4	○
3	居宅介護支援事業所あず	安曇野市穂高柏原1542-6	87-5272		H24.5.1	1	○
4	居宅介護支援事業所ケアマネあずさ	松本市梓川梓1645-1	78-5814		H12.4.1	3	
5	居宅介護支援事業所あづみの	安曇野市穂高北穂高1716-1	81-1222		H12.4.1	6.8	○
6	安曇野赤十字病院居宅介護支援事業所	安曇野市豊科5685	72-3170		H12.4.1	2	○
7	あんずの木居宅介護支援事業所	安曇野市三郷明盛1615 2F	50-7781		R6.4.1	2.6	○
8	オフィスリビング	安曇野市豊科田沢4642-3	74-6312		R2.4.1	2.3	○
9	かぐや姫居宅介護支援事業所	安曇野市穂高6071番地9	88-2803		R3.2.16	2	○
10	ケアプランセンターcarina五反田	東京都品川区西五反田3-10-9	03-5496-8776		H27.2.1	2	○
11	ケアサポートきずな	安曇野市堀金烏川5119番地	87-8016	○	H25.6.1	3	○
12	ケアプランわらわ	安曇野市豊科高家5809-1	71-2525		R6.3.16	3	○
13	居宅介護支援事業所こうしゅう松川	北安曇郡松川村5650番地54	0261-61-1828		H16.7.16	4.8	○
14	居宅介護支援事業所こうしゅう穂高	安曇野市穂高6571番地	87-7018		R3.6.16	2	○
15	居宅介護支援事業所こだま	安曇野市堀金烏川1079-1	88-3550		H18.8.1	3	○
16	サクラケア松本店	松本市梓川倭466-3	78-6255	○	H30.8.10	4	○
17	ケアプランニングオフィスさらん	安曇野市豊科4021-9 レジデンス吉野1B	72-8806		H23.4.1	1	○
18	居宅介護支援事業所サルビア	松本市梓川倭2682番地1	88-3026		H23.6.1	4.3	○
19	サンクス居宅介護支援事業所	安曇野市穂高有明9990-1	88-6855		H19.1.1	3	○
20	塩原薬局	松本市波田5445-4	92-2155		H16.4.1	2	
21	ケアプランすみれ	安曇野市穂高1380 はうすあづみA棟106号	87-8108		R2.11.1	1	○
22	居宅介護支援事業所たきべ野	安曇野市豊科高家5090番地1	71-4132		H17.5.1	1	○
23	ケアプラン とまり木	安曇野市穂高有明1836-2	070-4468-3362		H30.9.1	1.5	○
24	居宅介護支援事業所とよしな	安曇野市豊科5633-1	71-4624		H12.4.1	1	○
25	ケアプランなかむら	安曇野市穂高柏原1425番地1	87-6588	○	R1.10.1	1	○
26	鍋林松本居宅介護支援事業所	松本市双葉8番10号	87-7770		H30.7.1	1	○
27	居宅支援センターふれあい	松本市征矢野2丁目12番46号	090-1245-8518		H17.4.1	16	○
28	ほっとひだまり	安曇野市豊科高家781番1	73-2086		H26.5.16	1.8	○
29	居宅介護支援センターまがりっと	安曇野市三郷温2195-1 カーサナガオ106	88-6990		H16.11.16	4.2	○
30	暮らし・ケア・IT までな	安曇野市豊科2248-1	080-4891-5190	○	R5.9.1	1	○
31	居宅介護支援事業所わがや	松本市島立2237-62	48-2335		H21.4.1	1	○
32	松本協立居宅介護支援センター	松本市巾上9-26	35-6454		H11.7.30	9.78	○
33	孝明居宅介護支援事業所	安曇野市穂高北穂高2531-3	82-1323		H12.9.29	1	○
34	安曇野市社協居宅介護支援センター	安曇野市豊科4160-1	71-5735		H17.10.3	21	○
35	相談支援センター集	安曇野市豊科2210-10	55-6829		H30.4.1	1.7	○
36	セントラル・ビオス	松本市大手2-9-23	39-5888		H18.8.1	2	○
37	相澤居宅介護支援事業所あずみの	安曇野市穂高787	31-3171	○	H26.4.4	5	○
38	安曇野南介護相談センター	安曇野市三郷明盛1491	77-6776		H12.4.1	4	○
39	介護サービス百寿しが	松本市会田4023-1	64-1131		H15.7.1	1	○
40	居宅介護支援事業所風を詠む	安曇野市豊科南穂高442-7	71-3277		H21.6.1	1.3	○
41	居宅介護支援事業所 和	安曇野市豊科5179-1	090-5335-7930		H19.7.1	1.3	○
42	ふれあい介護サービスセンター居宅介護支援事業所	長野市大字鶴賀緑町1714-5	026-225-0303		H11.7.30	6	○
43	ケアオフィスウィッシュおじり	塩尻市広丘野村2050-10	50-5161		H23.5.1	1.5	○
44	居宅介護支援事業所日々輝	松本市両島13-33	50-9783		R6.3.16	1	○
45	松本福祉センター	松本市大手4-10-16	88-3090		R3.3.1	5.3	
46	穂高病院 居宅ケアプランふるる	安曇野市穂高4303-1北棟2階	31-6811	○	R7.7.1	2	○
47	あんずの木松本居宅介護支援事業所	松本市神林2660-10 プレザンスM5203号	88-7900	○	R7.8.1	2.3	○
48	一之瀬居宅介護支援事業所	松本市島立 2100-2	48-6601		R7.3.9	2	
49	あがたケアサポート	松本市県2-4-7	87-1850		R7.9.15	1	○

## 令和 7 年度第 1 号介護予防支援事業委託先事業所の選定（追加）（案）について

「安曇野市介護保険条例」第 14 条第 2 号の規定に基づき、令和 8 年 2 月 1 日付下記の指定居宅介護支援事業所の選定について意見を求めます。

## 記

No.	業務委託	指定居宅介護支援事業所名 (運営法人)	内 容
1	第 1 号介護予防支援事業委託先事業	居宅介護支援事業所こはる (合同会社こはる)	所在地：安曇野市穂高柏原 1465 番地 30 事業所開設日：令和 8 年 2 月 1 日 内容：事業者が業務の受託を希望しており、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事するため、委託先として妥当である。

※令和 7 年度第 3 回安曇野市介護保険等運営協議会においてご承認をいただきました、事業所の開設と同時に介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所であり、要件を満たしていることから、2 月 1 日からみなしで第 1 号介護予防支援事業委託を開始しており、その報告となります。

## 令和7年度第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定（追加）（案）

## 【補足資料】

指定居宅介護支援事業所（運営法人）	管理者の氏名（職名）	運営方針	サービスの特色	人員等	運営規程
居宅介護支援事業所こはる（合同会社こはる）	入江 さとみ（主任介護支援専門員）	利用者の自立支援を目的として、利用者の意志を尊重してその状況に応じた適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるように必要なケアをマネジメントする。	利用者が可能な限り自立した日常生活を送れるように、必要な支援を計画的に提供する。アセスメント、介護予防サービス・支援計画表の作成、サービス調整、モニタリング、地域との連携。	介護支援専門員数： 常勤換算で 1人	別紙運営規程参照



居宅(予防)介護サービス計画及び実施の過程において、当初の介護支援専門員は、居宅介護支援事業においては月1回程度、介護予防支援事業においては3か月に1回程度、利用者宅を訪問し利用者及びその家族の意見をよく聞き、さまざまな問題に対応する。

## 6. 利用料

法定代理受領分 介護報酬告示上の額とする。

法定代理受領分以外 //

## 7. その他の費用

通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。

## 8. 通常の事業の実施地域

安曇野市

北安曇郡池田町・松川村・大町市

## 9. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止の為次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、防止の為の研修を定期的に開催する為に、研修計画を定める。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。

## 10. その他の重要事項

- (1) 従業者の健康管理について留意する。
- (2) 事業所内に運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、介護サービスの種類等を掲示する。
- (3) 業務上知り得た秘密事項の保持（守秘義務の徹底）。

## 11. 施行日

令和 8年 2月 1日